



宮 崎 県 公 報

令和3年5月13日（木曜日） 第 204 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1	
○救急病院の辞退……………（医療業務課） 1	
○救急診療所の辞退……………（ “ ” ） 1	
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 2	
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ” ） 2	
○介護老人保健施設の廃止……………（ “ ” ） 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ” ） 3	
○民有林の保安林の指定の解除予定……………（自然環境課） 3	

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 3	
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課） 3	
○包括外部監査契約の締結……………（監査事務局） 4	

公 告

○製菓衛生師試験の実施……………（衛生管理課） 4	
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 5	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………（ “ ” ） 5	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ “ ” ） 5	
○令和3年度家畜商講習会の開催……………（畜産振興課） 5	
○公共測量の実施の通知……………（管理課） 6	
○基本測量の終了の通知（2件）……………（ “ ” ） 6	
○公共測量の終了の通知（2件）……………（ “ ” ） 6	

告 示

宮崎県告示第 382号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
曾我部歯科	児湯郡高鍋町大字高鍋町 601	令和3年4月1日
医療法人隆徳会 木城クリニック	児湯郡木城町大字高城 字高城3846番地	令和3年4月1日
ひむか薬局甲斐元 町店	都城市甲斐元町14街区 37の1号	令和3年4月14日

宮崎県告示第 383号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションるびなす	児湯郡新富町富田東1 丁目54番地	平成29年5月31日
宇都薬局	都城市高崎町大牟田12 47番地16	平成30年5月31日
木城町立石河内へ き地出張診療所	児湯郡木城町大字石河 内1326番地	令和2年3月31日
わたなべ歯科診療 所	串間市寺里1丁目1番 地13	令和3年3月28日

宮崎県告示第 384号

次の医療機関は、令和3年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
市民の森病院	宮崎市大字塩路江良の上2783番地37

宮崎県告示第 385号

次の医療機関は、令和3年4月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所を辞退した。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地
医療法人社団森山内科 ・脳神経外科	都城市南鷹尾町24-20

宮崎県告示第 386号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570204562	デイサービスこま つばら	宮崎県都城市平江 町4街区7-3号	株式会社トータル ・ケアサービス	宮崎県都城市山之 口町富吉2907番地	令和3年3月1日	通所介護

宮崎県告示第 387号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4552280002	介護老人保健施設 神楽苑	宮崎県西臼杵郡高 千穂町押方1130	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高 千穂町押方1130	令和3年3月31日	短期入所療養介 護
4560490072	日南慶明会訪問看 護ステーション	宮崎県日南市星倉 一丁目6-1	社会福祉法人慶明 会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	令和3年3月31日	訪問看護
4570200305	西岳デイサービス センター	宮崎県都城市高野 町2991	社会福祉法人常陽 社会福祉事業団	宮崎県都城市南横 市町4000番地	令和3年3月31日	通所介護
4570301061	クレバーライフ	宮崎県延岡市野地 町三丁目3453番地 3	株式会社建吉工務 店	宮崎県延岡市野地 町三丁目3453番地 3	令和3年3月31日	福祉用具貸与
4570600595	デイサービス ふ くじゅそう	宮崎県日向市日知 屋 14693-1	株式会社ふくじゅ そう	宮崎県日向市日知 屋 14693-1	令和3年3月31日	通所介護
4570800039	社会福祉法人西都 市社会福祉協議会	宮崎県西都市清水 1035番地 1	社会福祉法人西都 市社会福祉協議会	宮崎県西都市清水 1035番地 1	令和3年3月31日	訪問入浴介護
4572100099	美郷町社会福祉協 議会南郷事業所	宮崎県東臼杵郡美 郷町南郷区神門10 75番地 美郷町南 郷総合保健センタ ー	社会福祉法人美郷 町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡美 郷町西郷区田代29 番地 1	令和3年3月31日	訪問介護

宮崎県告示第 388号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	介 護 老 人 保 健 施 設		開 設 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4552280002	介護老人保健施設	宮崎県西臼杵郡高	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高	令和3年3月31日	介護老人保健施

	神楽苑	千穂町押方1130		千穂町押方1130		設
--	-----	-----------	--	-----------	--	---

宮崎県告示第 389号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4552280002	介護老人保健施設神楽苑	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	医療法人和敬会	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1130	令和3年3月31日	介護予防短期入所療養介護
4560490072	日南慶明会訪問看護ステーション	宮崎県日南市星倉一丁目6-1	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地	令和3年3月31日	介護予防訪問看護
4570301061	クレバーライフ	宮崎県延岡市野地町三丁目3453番地3	株式会社建吉工務店	宮崎県延岡市野地町三丁目3453番地3	令和3年3月31日	介護予防福祉用具貸与

宮崎県告示第 390号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 美郷町北郷黒木字尾ノ花1524-17、1524-18

2 民有林の保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

変 更 前	変 更 後	変 更		
売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	年 月 日
一般社団法人宮崎県猟友会	宮崎市橘通東1丁目11番1号 林業会館内	一般社団法人宮崎県猟友会	宮崎市橘通東1丁目11番1号 林業会館内	令和3年4月19日
	宮崎市中村西1丁目2番2号 井内銃砲店内		宮崎市中村西1丁目2番2号 井内銃砲火薬店内	
	宮崎市船塚1丁目26番地 遠山銃砲店内		宮崎市船塚1丁目26番地 遠山銃砲店内	
	宮崎市高岡町五町 198番地 水間		宮崎市高岡町五町 198	

	銃砲火薬店 内		番地 水間 銃砲火薬店 内			延岡市大瀬 町 1 丁目 7 番地 2 号 有限会社小 泉銃砲火薬 店内		西臼杵郡高 千穂町大字 三田井 779 番 1 有限 会社佐藤銃 砲火薬店内	
	日南市飫肥 2 丁目11番 14号 上村 銃砲火薬店 内		日南市飫肥 2 丁目11番 14号 上村 銃砲火薬店 内			西臼杵郡高 千穂町大字 三田井 779 番 1 有限 会社佐藤銃 砲火薬店内			
	串間市大字 奈留5512番 地 6 笹山 晃宅内		串間市大字 奈留5512番 地 6 笹山 晃宅内						
	都城市太郎 坊町6837番 地 2 中嶋 國雄宅内		都城市太郎 坊町6837番 地 2 中嶋 國雄宅内						
	都城市高城 町大井手 7 82番地 1 落合和弘宅 内		都城市高城 町大井手 7 82番地 1 落合和弘宅 内						
	小林市細野 2148番地 2 仁岸銃砲 火薬店内		小林市細野 2148番地 2 仁岸銃砲 火薬店内						
	えびの市大 字島内 787 番地 前園 竜児宅内え びの地区猟 友会事務局		児湯郡西米 良村大字越 野尾 2 番地 11 佐藤武 八郎宅内						
	児湯郡西米 良村大字越 野尾 2 番地 11 佐藤武 八郎宅内		児湯郡川南 町大字川南 14484番地 7 小嶋明 夫宅内						
	児湯郡川南 町大字川南 14484番地 7 小嶋明 夫宅内		日向市中町 10番地 石 川銃砲火薬 店内						
	日向市中町 10番地 石 川銃砲火薬 店内		延岡市大瀬 町 1 丁目 7 番地 2 号 有限会社小 泉銃砲火薬 店内						

宮崎県告示第 393号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和 3 年 5 月13日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和 3 年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 坂 元 隆一郎
住所 小林市細野 470番地 1

2 契約の始期
令和 3 年 4 月 1 日

3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 3 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 5 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の期日
令和 3 年 7 月30日（金曜日）

2 試験の場所
宮崎県庁附属棟（宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号）

3 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択）

4 受験願書の受付期間

令和3年5月31日（月曜日）から6月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

令和3年9月13日（月曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島埜内 遵	児湯郡高鍋町大字北高鍋3163番地5
理 事	島 田 浩 二	児湯郡木城町大字椎木2088番地1

（任期：令和6年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、岩戸原土地改良区（木城町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	重 永 斗志夫	児湯郡木城町大字高城2828番地
理 事	久保田 博 文	児湯郡木城町大字椎木5904番地6
理 事	永 友 吉 敬	児湯郡木城町大字高城 558番地1
理 事	上 田 隆	児湯郡木城町大字高城2775番地
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地1
理 事	池 田 将 直	児湯郡木城町大字高城4415番地1
理 事	木 村 悦 朗	児湯郡木城町大字高城1291番地3
理 事	堀 田 計 一	児湯郡木城町大字高城3822番地3

監 事	堀 口 眞 彦	児湯郡木城町大字高城2784番地2
監 事	杉 田 博	児湯郡木城町大字高城 839番地

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	重 永 斗志夫	児湯郡木城町大字高城2828番地
理 事	久保田 博 文	児湯郡木城町大字椎木5904番地6
理 事	永 友 吉 敬	児湯郡木城町大字高城 558番地1
理 事	上 田 隆	児湯郡木城町大字高城2775番地
理 事	黒 木 安 則	児湯郡木城町大字高城1183番地1
理 事	池 田 将 直	児湯郡木城町大字高城4415番地1
理 事	三 谷 勝	児湯郡木城町大字高城3854番地2
理 事	郡 節 雄	児湯郡木城町大字高城3916番地4
監 事	堀 口 眞 彦	児湯郡木城町大字高城2784番地2
監 事	神 野 源 生	児湯郡木城町大字高城3795番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）から令和3年3月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第4条の2第1項の規定により、令和3年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和3年5月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の期日及び場所

(1) 開催月日

令和3年8月25日（水曜日）及び8月26日（木曜日）

(2) 場 所

県企業局庁舎1階 県電ホール（宮崎市旭1丁目2番2号）

(3) 時 間

受付 午前8時30分から

講習 午前9時から午後5時まで

2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者

4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300 円の宮崎県収入証紙（消印をしていないもの）及び写真（申込前 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）を貼付し、令和 3 年 7 月 28 日までに住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課（電話 0985（26）7140）、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 3 年 5 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（数値撮影、数値図化）
- 2 作業地域
児湯郡川南町大字川南
- 3 作業期間
令和 3 年 3 月 30 日から令和 3 年 6 月 30 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 5 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和 3 年 3 月 31 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 5 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和 3 年 3 月 31 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 5 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（施設測量、基準点測量）
- 2 作業地域
児湯郡新富町
- 3 作業終了日
令和 3 年 3 月 24 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 5 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業終了日
令和 3 年 3 月 31 日